

特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置について

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）については、同条第3項ただし書きにおいて規定する監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を配置した場合、特例監理技術者は他の工事現場を兼任することができるとされています。特例監理技術者の配置については、当面、以下のとおりの取扱いとします。

1 特例監理技術者の配置対象工事の要件

特例監理技術者を配置する場合は、以下の(1)～(10)の要件を全て満たさなければならない。

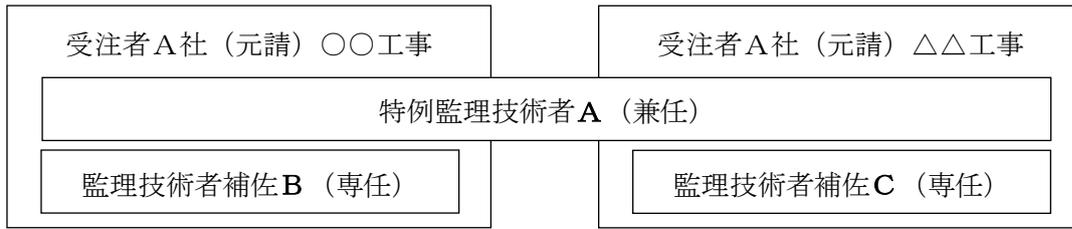
- (1) 予定価格が3億円未満の工事であること。
- (2) 仕様書等で特例監理技術者の配置を認めない旨の規定がないこと。
- (3) 監理技術者補佐を工事現場ごとに専任で配置すること。
- (4) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (5) 監理技術者補佐は直接かつ連続して3ヶ月以上の雇用関係を有する者であること。
- (6) 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、水防業務を含む単価契約の工事同士の兼任は認めない。
- (7) 特例監理技術者が兼任する工事は、工事場所が熊本市内の公共工事であること。
- (8) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (9) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (10) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

その他、入札公告、入札説明書及び監理技術者制度運用マニュアルによるものとする。

2 特例監理技術者を配置する場合の手続き

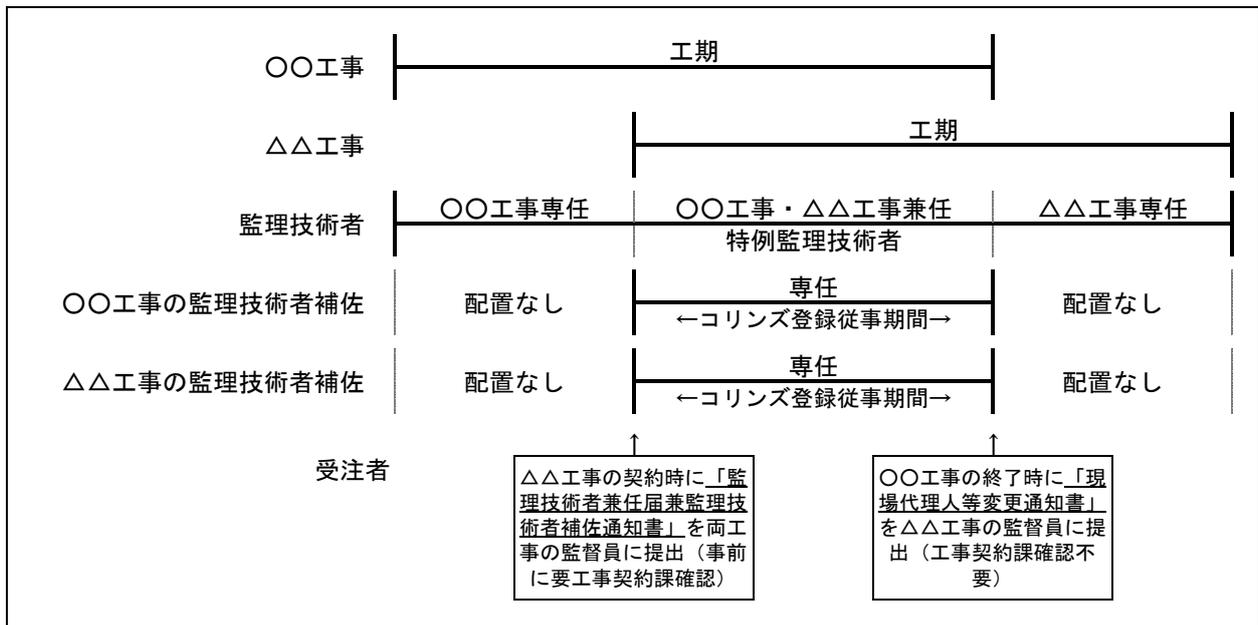
- (1) 特例監理技術者を配置しようとする場合は、あらかじめ発注者に監理技術者の兼任の可否について確認してください。
- (2) 監理技術者が兼任することとなる熊本市発注工事の契約締結時に、契約書類と合わせて『監理技術者兼任届兼監理技術者補佐通知書』を工事契約課に提出し、工事契約課での確認後、監理技術者が兼任するそれぞれの工事の監督員に提出してください。（他方の工事については写しで可）
- (3) 特例監理技術者の兼任が終了した時点で、監理技術者補佐の配置が外れるため、継続する方の工事の監督員へ監理技術者補佐の配置が外れる旨の通知として『現場代理人等変更通知書』を提出してください。
- (4) 監理技術者補佐についてもコリンズ（CORINS）への登録が必要です。
なお、登録上の監理技術者補佐の従事期間は、監理技術者が他工事を兼任する期間（特例監理技術者として配置する期間）としてください。

《配置イメージ》



※ 原則、特例監理技術者と現場代理人は兼任不可。同一工事であれば、監理技術者補佐と現場代理人は兼任可。

《手続きイメージ》



- ※ 熊本市発注工事以外の公共工事に係る提出書類等については、発注者の指示に従ってください。
- ※ 「監理技術者兼任届兼監理技術者補佐通知書」「現場代理人等変更通知書」の様式は以下からダウンロードできます。

「熊本市ホームページ（トップ）」 > 「分類から探す」 > 「しごと・産業・事業者向け」 > 「入札・契約」 > 「工事等の入札・契約情報」 > 「熊本市入札・契約（工事等）ホームページ」 > 「様式集（契約書関係書類）」